

○南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例  
施行規則

〔平成13年3月1日〕  
規則第1号

改正 平成17年 3月22日規則第1号      平成18年 2月27日規則第1号  
平成20年 3月18日規則第1号      平成20年 9月30日規則第6号  
平成23年 3月30日規則第1号      平成26年 2月28日規則第1号  
平成30年 5月11日規則第1号      令和3年 3月3日規則第1号

（目的）

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の分別及び排出方法等）

**第2条** 条例第10条第1項に規定する一般廃棄物の分別方法は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 生ごみ
- (2) 可燃ごみ
- (3) 不燃ごみ
- (4) 粗大ごみ
- (5) 資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）
- (6) 資源ごみ（プラスチック類）
- (7) 資源ごみ（段ボール・雑誌・新聞紙類等）
- (8) 乾電池
- (9) 蛍光管

2 前項に規定する一般廃棄物は、次の各号により排出するものとする。

- (1) 前項第1号から第6号（第4号を除く。）については、組合が指定するごみ袋販売店で別表第1の指定ごみ袋を購入し、排出しなければならない。
- (2) 前項第4号及び第7号については、散乱や破損しないよう組合の定める方法で排出しなければならない。

(3) 前項第8号及び第9号については、組合の構成町が指定する場所で別表第2の指定ごみ袋の交付を受け、排出しなければならない。

3 組合は、事業系一般廃棄物については収集及び運搬は行わない。

（指定ごみ袋）

**第2条の2** 条例別表第1の規則で定める指定ごみ袋及びその区分に応じた一般廃棄物処理手数料は、別表第1のとおりとする。

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

**第2条の3** 条例第16条第2項の規定による手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

条例別表第1一般廃棄物処理手数料に関する手数料は、指定ごみ袋の交付に際し、それらの交付数に応じて徴収する。

（適正処理困難物の指定）

**第3条** 条例第12条に規定する適正処理困難物は、別表第3に掲げるものとする。

（組合が処理しない事項）

**第4条** 条例第13条第1項第5号に規定する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分別がされていないもの
- (2) 火災ごみ及び工作物の撤去に伴って生じた廃木材等
- (3) その他組合長が定めるもの

（一般廃棄物収集運搬業等の申請）

**第5条** 条例第16条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請をしようとする者又は一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を申請しようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書（新規・更新）を様式第1号により組合長に提出しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付）

**第6条** 組合は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、様式第2号による許可証を交付する。

2 前条に規定する業の許可期間は2年とする。

3 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証再交付の申請）

**第7条** 前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は汚損したときは、遅滞なく、様式第3号を組合長に提出し、再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の廃止の届出）

**第8条** 法第7条の2第3項に規定する当該事業の廃止の届け出をしようとする者は、

様式第4号による事業廃止届を組合長に提出しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可の取消し）

**第9条** 組合は、許可業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令、条例又は規則の規定に基づく処分に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) その他、事業に関連する他の法令等に違反する行為と認められるとき。

（委任）

**第10条** この規則の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日規則第1号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正前の指定ごみ袋での排出については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日規則第1号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第6号）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

2 改正前の指定ごみ袋での排出については、平成20年12月31日まではなお従前の例によるものとし、平成21年1月1日から当分の間、組合が指示する方法で排出した場合は、不燃ごみ用指定ごみ袋としての排出とみなす。

附 則（平成23年3月30日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第1号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成30年5月11日規則第1号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

別表第1（第2条第2項第1号関係）

指 定 ご み 袋

区 分	容 量： リットル	手数料（円）		備 考
		1 枚	1 組	
生 ご み 用	15	30.00	300	1 組（10 枚）
	6	12.00	120	1 組（10 枚）
可 燃 ご み 用	40	60.00	300	1 組（5 枚）
	20	30.00	300	1 組（10 枚）
不 燃 ご み 用	30	45.00	225	1 組（5 枚）
	5	10.00	100	紙おむつ・生理用品 類用 1 組（10 枚）
	15	30.00	300	ペット用 1 組（10 枚）
資 源 ご み 用 （びん・缶・ペット ボトル）	40	20.00	200	1 組（10 枚）
資 源 ご み 用 （プラスチック類）	40	20.00	200	1 組（10 枚）

別表第2（第2条第2項第3号関係）

指 定 ご み 袋

区 分	容 量：リットル	備 考
乾 電 池 用	2	
蛍 光 管 用	40	丸管用
	45	直管用

第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

別表第3（第3条関係）

条例第12条の規定により組合が指定する適正処理困難物

1	プロパンガスボンベ
2	ドラム缶
3	ホームタンク
4	ボイラー
5	消火器
6	ピアノ・エレクトーン類
7	農薬・劇薬
8	各種タイヤ
9	バッテリー
10	車両部品

第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

様式第1号（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書（新規・更新）

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

申請者 住所  
氏名 印  
〔法人にあつては所在地・名称〕  
代表者氏名  
電話

次のとおり一般廃棄物<sup>収集運搬業</sup>の許可を受けたいので、南空知公衆衛生組合一般<sup>処分業</sup>廃棄物の処理に関する条例施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所（処分業にあつては処理場）の所在地又は住所	
営業所（処分業にあつては処理場）の名称	
事業の区分	
営業の区域	
車両器材の種類及び設備等の状況	

- 添付書類
- (1) 申請人が法人である場合は、定款及び登記簿謄本
  - (2) 申請人が個人である場合は、住民票の写し
  - (3) 役員及び従業員名簿
  - (4) 事業計画書
  - (5) その他、組合長が必要と認める書類

第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

様式第2号（第6条関係）

収集運搬業  
一般廃棄物 処分業 許可証

許 可 番 号	第 号
営業所（処分業にあつては 処理場）の所在地又は住所	
営業所（処分業にあつては 処理場）の名称	
事 業 の 区 分	
営 業 の 区 域	
許 可 の 有 効 期 限	
許 可 条 件	

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、  
上記のとおり許可する。

年 月 日

南空知公衆衛生組合長

印

第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

様式第3号（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書（再交付）

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては所在地・名称）  
代表者氏名

電話

次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可証の再交付を受けたいので、南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

既許可番号 第 号

許可年月日 年 月 日

再交付を受けようとする理由

添付書類 汚損した場合は、その許可証



第7章 業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則）

様式第4号（第8条関係）

一般廃棄物収集運搬業・処分業廃止届

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあっては所在地・名称  
代表者氏名）

電話

収集運搬業  
次のとおり一般廃棄物 を廃止したので、南空知公衆衛生組合一般廃棄物  
処分業  
の処理に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届出ます。

許 可 番 号	
営業所（処分業にあっては 処理場）の所在地又は住所	
営業所（処分業にあっては 処理場）の名称	
廃止する事業の種類	
廃止の年月日	
廃止の理由	
備 考	